

○文部科学省告示第九十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年七月十二日

文部科学大臣 盛山 正仁

| | | |
|--|---|--|
| 備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。 | 無題 | 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 |
| | | 指定をした日 |
| | | 指定の有効期間 |
| | 森美術館 館長 片岡 真実 東京都港区六本木六―十一―一 六本木ヒルズ森タワー 五十三階 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役社長 村岡 彰敏 東京都千代田区大手町一―七―一 日本放送協会 延雄 会長 稲葉 延雄 東京都渋谷区神南二―二―一 | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| | | 並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地 |